

熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、相談支援並びに相談支援事業所に従事する者等に対して、生活していく上で支援を必要とする方の地域生活の充実を図るため、自らの相談支援の資質向上及び地域のネットワークを構築することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障がい者の福祉の増進を目的とする事業
- (2) 情報収集及び情報提供
- (3) 研修会の開催（県全体での研修1～2回、各地域ブロック研修）
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、熊本県内の障がい者相談支援事業を運営する事業所とする。その他本会が認める団体とする。

(会 費)

第5条 本会の事業を円滑に推進するため、会員は、会費を負担する。

- 2 会費は、年額 1事業所 7,000円とする。
- 3 会費は主に第3条（事業）を行うため使用するほか、日本相談支援専門員協会の会費とする。
- 4 会費は、年度途中での退会時返金を行わない。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、本会の趣旨に賛同し当会の指定する方法で、地域ブロックの事務局へ申込みするものとする。

(退 会)

第7条 本会の会員は、所定の退会手続き方法で地域ブロックの事務局へ届け出ることによって会員を解除し、退会できるものとする。

(ブロック組織)

第8条 本会は、県北、県央、県南、熊本市の4つの地域ブロックで構成する。各ブロックの地域については、次のとおりとする。

- ① 県北ブロック：荒尾・玉名地域、山鹿地域、菊池地域、阿蘇地域
- ② 県央ブロック：上益城地域、宇城地域、天草地域
- ③ 県南ブロック：八代地域、人吉・球磨地域、水俣・芦北地域
- ④ 熊本市ブロック

- 2 地域ブロックは、役員を配置し、第3条の各号に定める事業を行うことができる。
- 3 地域ブロックの運営に関しては、各ブロックの役員にて協議のうえ、事業を行うことができる。

(役員)

第9条 本会役員は、地域ブロックの役員の中から互選する。監事は、会員から選任する。

会長	1名
副会長	1名
事務局長	1名
事務局次長	1名
運営委員	10名程度

(会長、副会長、事務局長、事務局次長を選出した地域ブロックは、新たに運営委員を追加できる)

監事	2名
----	----

- 2 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故または不在のときは会長の職務を代行する。
- 4 事務局次長は、事務局長の補佐を行う。
- 5 監事は、会務及び会計を監査する。

(役員を選出)

第10条 本会の会長、副会長、事務局長、事務局次長、運営委員、監事は役員会において選出する。

- 2 所在地は、会長の所属する事業所に置く。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任は防げないものとする。

(役員会)

第11条 本会は、第3条(事業)を行うため、必要に応じて役員会を開催する。

- 2 役員会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。
- 3 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
 - (3) 総会に付議すべき事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 4 役員会は、事業報告を取りまとめ、総会に提出する。

(顧問)

第12条 本会は、役員会の承認を得て顧問を置くことができる。

(総会)

第13条 総会は、年1回開催する。

- 2 議決及び承認は出席会員の過半数をもって決するものとする。可否同数の場合は、議長が決する。
- 3 総会の議長は出席会員の中から互選する。
- 4 総会は、この規約に別に定めるもののほか、事業計画を承認し、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告

(2) その他本会の運営に関する重要事項

(事務局)

第14条 本会の事務局は、事務局長の属する事業所に置き、庶務及び会計を行う。

(予算及び決算)

第15条 本会の運営は、会費、寄付金、その他の収入でまかなう。

2 本会の予算は、役員会の議決を経て定め、総会の承認を得るものとする。

3 本会の決算は、会計監事の監査を経て、役員会がとりまとめ、総会の議決を得なければならない。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この規約は、平成27年3月7日(設立日)より施行する。

本会の最初の事業年度は設立日から平成28年3月31日までとする。

平成29年6月9日 改正

平成31年4月1日 改正

令和3年6月11日 改正

令和5年6月23日 改正